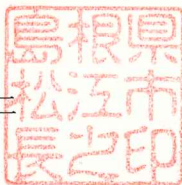


松江市告示第 201 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
第 46 条第 2 項の規定による廃止の届出がされたので、同法第 51 条第 1 項第 2 号の規定により
告示する。

令和 7 年 5 月 7 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月 日	廃止する事業	事業所番号
株式会社保険堂 松江市朝酌町 871 番地 15	訪問介護事業所えんがわ 松江市玉湯町湯町 762-10	令和 7 年 5 月 31 日	居宅介護、重 度訪問介護、 行動援護	3210101899